

各府省庁からの平成 30 年度税制改正要望

各府省庁から 8 月 31 日に平成 30 年度税制改正要望が公表されました。この税制改正要望を税制審査会において調査・審議がされ、その中で改正の必要があると判断されたものが、税制改正大綱として 12 月中旬に発表されます。今回は、そのうちの所得税の相続税に関連する内容に絞ってご紹介します。

1. 《拡充》生命保険料控除制度の拡充（所得税）〈金融庁〉**(1) 要望内容**

一般生命・介護医療・個人年金の各保険料控除の最高限度額を 5 万円とすること、また、所得税法上の保険料控除の合計適用限度額を 15 万円とすること。

(2) 要望を必要とする理由

少子高齢化の急速な進展等により、社会保障制度の見直しが進められていく中で、国民が安心できる生活保障の水準を確保するために、公的保障とともに私的保障の需要が高まっている。また、生命保険のカバーする領域は広がっており、私的保障の準備を自ら行うことが求められ、それを税制面から支援・促進するため。

2. 《新設》上場株式等の相続税評価の見直し等（相続税）〈金融庁〉**(1) 要望内容**

高齢者が老後資金のために蓄えた資産を安心して保有し続けることのできる環境を整備する観点から、相続税に係る見直しを行うこと。

(2) 要望を必要とする理由

上場株式等は相続時点の時価で評価されるが、価格変動リスクの高い金融商品で、価格変動リスクの低い預金や債券などの他の資産と比べてその評価方法が不利になっている。相続税の負担感の差により、投資家の資産選択を歪めることがないようにするため。

3. 《拡充》死亡保険金の相続税非課税限度額の引き上げ（相続税）〈金融庁〉**(1) 要望内容**

死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額に「配偶者分×500 万円＋未成年の被扶養法定相続人×500 万円」を加算する。（平成 3 年度税制改正より継続して要望されている）

(2) 要望を必要とする理由

死亡保険金が遺族の生活資金として、その生活安定のための役割を果たしている現状を鑑みれば、世帯主を亡くした配偶者と未成年者の子からなる世帯において相続税納付後の生活資金をより確保していくための配慮が必要であるため。

4. 《新設》相続登記の促進のための登録免許税の特例（相続税）〈法務省〉**(1) 要望内容**

相続登記に係る登録免許税について特例措置を設けることで相続登記を促進する。

具体的には、次の適用要件に係る所有権に関する登記の申請について、登録免許税を免除する。

- ①相続発生から 30 年以上経過している土地に関して当該相続を起因とした登記
- ②課税標準額が一筆当たり 20 万円以下の土地に関して相続を起因とした登記

(2) 要望を必要とする理由

近年問題となっている所有者が不明な土地について、その要因の一つとして相続登記が未了のまま放置されていることが指摘されており、相続登記を促して所有者を明確にするため。

5. 《延長》時限立法の適用期限の延長

税制では時限措置として設けられている優遇規定が多々ありますが、その中でも影響の大きい規定については、その継続の可否が重要なポイントとなります。下記のは、現行の規定では、平成 29 年 12 月 31 日に適用期限を迎えることになっていますが、税制改正要望により、その期限を 2 年延長することが要望されています。なお、延長されても、規定の内容が多少変更される場合もありますので、注意しなければなりません。

- ・特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例措置
- ・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度
- ・特定の居住用財産の譲渡損失の繰越控除制度

これらの要望は、必ずしも税制改正に反映されるものではありませんが、今後の税制の方向性を確認する指標でもあります。今年度の改正とはならなくても、今後の税制改正において注視すべき内容です。

（担当：藤田 博久）